

処 分 の 種 類		免許取消処分
処 分 年 月 日		令和6年5月20日
	商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	有限会社幹エンタープライズ (法人番号1120002038810)
	代 表 者	取締役 前田 耕之輔
	免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(7)第42709号 令和4年4月6日
	主たる事務所の所在地	大阪市中心区
処 分 等 の 理 由 宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、令和6年4月17日付大阪府公報第1194号大阪府告示第606号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、30日を経過しても申し出がないため。		